

第 2 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和7年4月22日

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第2回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和7年4月22日(火曜日)

午前9時58分開議

午後0時20分閉会

本日の会議に付した事件

令和7年度主要事業等の説明

出席委員(8人)

委員長 高 島 和 男
副委員長 南 部 隼 平
委員 岩 中 伸 司
委員 松 田 三 郎
委員 鎌 田 聡
委員 高 木 健 次
委員 吉 田 孝 平
委員 高 井 千 歳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 清 田 克 弘
総括審議員兼医監 山 口 喜久雄
政策審議員 枝 國 智 子
環境局長 原 田 義 隆
県民生活局長 中 川 博 文
環境政策課長 木 原 徹
水俣病保健課長 中 田 幸 一
水俣病審査課長 塚 本 健
環境立県推進課長 若 杉 誠
環境保全課長 廣 畑 昌 章
自然保護課長 野 田 貞 幸
首席審議員
兼循環社会推進課長 村 岡 俊 彦
くらしの安全推進課長 岸 森 法 夫
消費生活課長 浦 田 武 史

男女参画・協働推進課長 小佐井 郁 里

人権同和政策課長 山 本 智 勇

商工労働部

部長 上 田 哲 也

総括審議員

兼商工雇用創生局長 間 宮 将 大

政策審議員 佐 崎 一 晴

産業振興局長 中 島 一 哉

商工政策課長 佐 藤 豊

商工振興金融課長 村 上 友 彦

首席審議員

兼労働雇用創生課長 時 田 一 弘

産業支援課長 荒 木 貴 志

エネルギー政策課審議員 梅 川 正 吾

企業立地課長 山 田 純 子

販路拡大ビジネス課長 渡 辺 陽 司

観光戦略部

部長 脇 俊 也

政策審議員 川 寄 典 靖

観光文化政策課長 佐 方 美 紀

観光振興課長 浦 本 雄 介

スポーツ交流企画課長 松 尾 亮 爾

企業局

局長 久 原 美樹子

首席審議員

兼総務経営課長 馬 場 幸 一

工務課長 福 本 政 洋

労働委員会事務局

局長 浦 田 美 紀

審査調整課長 守 屋 芳 裕

事務局職員出席者

議事課主幹 須 田 恵美子

政務調査課課長補佐 那 須 豊

午前9時58分開議

○高島和男委員長 ただいまから第2回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの委員会で委員長に選任いただきました高島和男でございます。

南部副委員長とともに、1年間円滑な運営に努めてまいります。

委員各位、そして執行部の皆様方におかれましては、何とぞ御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

続いて、南部副委員長から挨拶をお願いいたします。

○南部隼平副委員長 皆さんこんにちは。

さきの委員会で副委員長に御選任いただきました南部でございます。

今年1年間、高島委員長をしっかりと補佐し、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、執行部の皆様、委員各位の皆様、御協力をよろしくお願いいたします。

本日はよろしくお願いします。

○高島和男委員長 今回は執行部を交えての初めての委員会でありますので、初めに、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、清田環境生活部長から、役付職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いします。

（環境生活部長～審査調整課長の順に自己紹介）

○高島和男委員長 ありがとうございます。1年間このメンバーで審議を行いますの

で、よろしくお願いいたします。

それでは、主要事業等の説明に入ります。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

以下、商工労働部、観光文化部、企業局、労働委員会事務局の順にお願いします。

初めに、清田環境生活部長。

○清田環境生活部長 環境生活部の主要事業等の説明に入ります前に、地下水保全の取組につきまして御説明いたします。

知事を本部長とする地下水保全推進本部につきましては、先週、今年度最初の本部会議を開催いたしました。

今回の本部会議では、地下水位の将来予測や環境モニタリング委員会の結果等を報告し、意見交換等を行いました。当本部を中心に、熊本の宝である地下水保全の取組を県庁全体で進めてまいります。

では、今年度の環境生活部の組織機構について御説明をいたします。

令和7年度組織機構図及び役付職員名簿の冊子、1ページをお願いいたします。

当部は、総括審議員兼医監を置き、資料の右側から順に、政策審議監のもと3課、環境局長、県民生活局長のもと各4課、合わせて本庁11課及び出先機関である水俣市の環境センターで構成し、職員数は、合計183名でございます。

次に、主要事業及び新規事業の冊子をお願いいたします。

資料の1ページ、環境生活部の本年度一般会計予算額は、左から2列目、本年度予算額（A）の下から3つ目、一般会計合計欄に記載の137億8,400万円余でございます。

主な取組について、くまもと新時代共創総合戦略の4つの戦略に沿って御説明いたしま

す。

1つ目の柱「こどもたちが笑顔で育つ熊本」につきましては、小中高生を台湾へ派遣することを通して、グローバル人材の育成を図ります。

また、若い女性の起業支援を実施し、多様な働き方を提案してまいります。

次に、2つ目の柱「世界に開かれた活力あふれる熊本」につきましては、有害鳥獣対策や産地偽装根絶など、稼げる農林水産業の実践に係る取組を進めてまいります。

また、デジタル技術を活用し、水道管の漏水調査に市町村等と共同で取り組んでまいります。

さらに、引き続き自然公園施設の改修を計画的に進めてまいります。

次に、3つ目の柱「いつまでも続く豊かな熊本」につきましては、水資源をはじめとした環境保全をさらに強化してまいります。

また、ゼロカーボン社会及び循環型社会の推進の取組を進め、省エネ設備への更新を促すなど、産業分野での取組やサーキュラーエコノミーへの移行を進めてまいります。

このほか、女性の社会参画の加速化や人権に関する広報啓発の充実にも取り組んでまいります。

最後に、4つ目の柱「県民の命、健康、安全・安心を守る」につきましては、消費者行政の充実強化、交通安全意識の普及啓発や犯罪被害者支援など、県民の生活を守り、安全、安心で住みよい暮らしの実現に取り組んでまいります。

また、水俣病問題への対応につきましては、認定審査を丁寧かつ着実に進めるとともに、裁判等にも適切に対応してまいります。

さらに、胎児性・小児性患者の方々や御家族の希望を丁寧に酌み取りながら、日常生活の支援に取り組んでまいります。

あわせて、水俣病に関する情報教訓を正しく発信することにより、水俣病に対する理解

を促進してまいります。

なお、1ページ、下段の熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計において、チッソへの貸付けに係る県債の元利償還金として、23億100万円余の予算を計上しております。

これによりまして、一般会計と特別会計合計で、環境生活部の令和7年度当初予算の総額は、160億8,500万円余となります。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

主要事業及び新規事業資料の2ページをお願いいたします。

昨年5月に設置された地下水保全推進本部です。

知事を本部長とし、両副知事、関係部長等で構成しており、本部の下に関係所属長等で構成する幹事会を設置し、関係市町村にも参加いただき、具体的な取組を行っています。

当推進本部では、説明欄の2、事業概要に記載しております(1)地下水量の保全8項目と(2)地下水質の保全5項目、そして(3)関連情報の発信を行っています。

昨年度は、本部会議を計3回、幹事会を計4回開催し、今年度は、今月16日に第1回本部会議を開催しました。今回は、2ページの枠囲みの中、①地下水位リアルタイム配信の対象井戸の今年度の拡大予定、②直近に実施した地下水位の将来予測、⑫、⑬の法令等規制物質及び規制外物質の環境モニタリングの結果等を報告し、意見交換を行いました。

次の3ページ、チッソの金融支援につきましては、汚染原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者補償金の支払いに支障がないよう、昭和53年以降、患者県債を発行し、チッソに貸付資金を貸し付ける形で支援を行いましたが、平成12年に現在の形である金融支援抜本策が閣議了解されました。

説明欄2、金融支援抜本策の概要でございますが、それまでの患者県債方式を廃止し、既往公的債務について、(1)、チッソが経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済ができるよう、県は所要の支払い猶予等を行うこと、(2)、この支払い猶予等相当額については、国の補助金と100%交付税措置のある県債で対応することとなりました。

4ページをお願いします。

チッソの事業会社、JNC単体での令和元年度決算が経常利益の目標額53億円を下回ったため、チッソは、業績改善計画を策定しました。その計画期間の令和3から6年度には、平成7年政治解決一時金貸付けの県への返済を猶予しております。また、令和5年度以降の決算が業績改善計画の計画値を下回る見通しとなったため、昨年2月、チッソは、新たな業績改善計画を策定いたしました。

県では、平成7年政治解決一時金貸付けの令和7、8年度償還分について、可能な範囲を超える部分の返済猶予を決定しております。

このチッソへの金融支援につきましては、万が一チッソによる県債の返済が困難となった場合において、国において万全の措置が講じられることを閣議了解されております。

次の5ページは、チッソへの貸付けに係る特別会計の令和7年度予算と、その下に、チッソの公的債務残高を掲載しています。

次の6ページをお願いいたします。

説明欄1、水銀フリー推進事業は、平成25年に本県で開催された水俣条約外交会議で採択された水俣条約を踏まえ、情報発信や水銀専門家の育成支援など、水銀を使用しない水銀フリー社会の実現に向けた取組を行うものです。

環境政策課は以上です。

○中田水俣病保健課長 水俣病保健課でござ

います。

7ページをお願いいたします。

項目欄1の医療対策の推進は、水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るための取組です。

説明欄の表を御覧ください。

この表は、水俣病被害者の方がお持ちの2種類の手帳の給付内容を表した表になります。

表の左側、水俣病被害者手帳をお持ちの方は、平成21年制定の水俣病被害者救済特別措置法、いわゆる特措法により救済された方々です。

表の右側、医療手帳をお持ちの方は、平成7年の政治解決により救済された方々です。

それぞれの給付内容の欄に記載しておりますとおり、医療費の自己負担分やはり・きゅう施術療養費、療養手当などの給付を行っております。

次に、項目欄2の水俣病関連情報の発信及び保健福祉の充実について御説明いたします。

説明欄の1、水俣病関連情報発信事業は、水俣病の理解促進を図るため、県が直接実施する情報発信や啓発事業です。

2の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣病発生地域の市や町が行う情報発信の取組を支援するものです。

3の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、患者の方々が地域で安心して暮らしていただけるよう、日常生活や外出等の支援を行うものです。

4の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣・芦北地域における保健福祉ネットワークの運営や毎年5月1日に開催されます水俣病犠牲者慰霊式など、市や町の取組を支援するものです。

水俣病保健課は以上です。

○塚本水俣病審査課長 水俣病審査課です。

8ページをお願いします。

当課では、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定審査業務を行っております。

説明欄の1ですが、認定申請者に対しまして、まず、(1)のとおり、審査の前提となる疫学調査と検診を行います。その後、(2)のとおり、認定審査会による審査を経て、知事による認定または棄却の決定を行うことになります。3月末現在の申請者数、いわゆる未決定者数は257人でございます。

次に、2ですが、これは、水俣市などの指定地域に5年以上の居住歴があり、申請から1年を経過した申請者などに対し、知事による決定があるまでの間、医療費等を支給する事業でございます。3月末現在の対象者は、112人でございます。

次の3ですが、これは、熊本大学医学部と複数の医療機関をネットワークで結び、水俣病の診療に関して、より専門的な指導や助言ができるようにする事業でございます。

次のページをお願いします。

2、訴訟等対応業務ですが、知事の棄却決定に対する行政不服審査や訴訟への対応を行っております。

2月末現在の状況ですが、係争中の訴訟が9件、行政不服審査が39件となっております。

水俣病審査課は以上です。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

10ページをお願いいたします。

項目1、地球温暖化対策の推進です。

説明欄の1、県民ゼロカーボン行動促進事業では、家庭におけるCO₂削減に向けて、効果的な行動を取っていただくための普及啓発に取り組んでいます。

具体的には、(1)のゼロカーボン行動ブックを活用して、子供から大人まで、より環境に意識が向くよう促します。

(2)は、新たに中学生向けの環境教育授業に活用するための教材等を作成します。

次に、2の2050くまもとゼロカーボン推進事業では、事業者や県における再エネ導入等の促進、次期温暖化対策実行計画の策定及び移動式急速充電器の整備等に取り組みます。

事業者に対しては、(1)の事業活動温暖化対策計画書制度を活用し、電力会社や金融機関とも連携して、省エネ設備への転換を促進するとともに、(2)の中小企業等を対象としたセミナー等を実施してまいります。

県の率先行動としては、(3)の初期投資ゼロモデルを活用したカーポート型の太陽光パネルの設置や、(5)の公用車へのEVの導入に取り組んでまいります。

11ページをお願いします。

項目2、地下水の保全です。

地下水の恵みを将来にわたり県民が共有し、活用していくことができるよう、地下水の保全対策を推進します。

新規事業が4件ございます。

まず、説明欄の2、阿蘇グリーンインフラモデル形成支援事業ですが、白川の水量を支える阿蘇地域の地下水涵養機能を維持、再生する活動を支援する仕組みの構築などに取り組んでまいります。

3の水保全協働推進事業では、公益財団法人くまもと地下水財団と連携し、地下水涵養対策や水環境教育など、行政、事業者、県民が一体となった水保全対策を進めてまいります。

4の地下水位ビジュアライズ発信事業は、リアルタイムで地下水位を確認できるシステムや影響シミュレーションにより、大規模取水や開発による地下水位への影響等を見える化し、正しい情報を発信しようとするものです。

主な取組につきましては、4月16日に開催された地下水保全推進本部において報告をしております。

リアルタイムで地下水位を確認できるシステムにつきましては、昨年度は、リアルタイム発信の対象井戸を3か所整備いたしました。今年度は、さらに4か所追加し、計7か所とする予定です。

次に、影響シミュレーションについてですが、涵養域の減少や取水量の増加の傾向を見据えた地下水位の将来予測を行っております。

熊本地域の地下水賦存量について、地下水が枯渇するような状況にはありませんが、最も影響が出た場合において、セミコンテクノパーク周辺で最大1.12メートルの地下水位の低下が見られるとの結果が出ております。

この結果を踏まえ、今年度改定予定である熊本地域地下水総合保全管理計画の目標値を検討してまいります。

資料戻りまして、最後の新規事業になりますが、5の地下水利用の影響の最小化に向けた涵養拡大事業では、水田湛水に代わる新たな涵養対策の検討など、地下水涵養のさらなる推進を図ってまいります。

12ページお願いします。

項目3の有明海・八代海等の再生については、有八特措法に基づく県の計画や県議会の提言に沿って、説明欄の1、(1)の推進連携・普及啓発事業として、幼児、児童生徒への環境出前講座や海辺、川辺での一斉清掃活動を実施してまいります。

また、(2)の再生推進対策検討事業として、①は、漁協や大学と連携し、河川の砂礫を利用した干潟でのアサリの生育状況や環境浄化のモニタリングを継続実施いたします。

②は、八代海湾奥部について、干潟の生態系や地域防災等への影響を調査するため、土砂堆積シミュレーション等を実施します。

13ページお願いします。

項目4、環境教育・学習の推進です。

説明欄の1、環境センター運営事業ですが、ゼロカーボン行動ブック等を活用し、水

俣に学ぶ肥後っ子教室などで環境教育を実施します。

また、2、くまもと環境教育の推進として、県内の小中学校や保育園等に出向いて環境出前講座等を行います。

環境立県推進課は以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

14ページをお願いいたします。

項目1、総合的な生活環境保全対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)環境関係連絡調整費では、各保健所等にタブレット端末を配備して、熊本県公害関係届出等台帳システムと接続し、公害関係の届出や立入検査の一元管理を行っております。

次に、15ページ上段の項目2、開発における環境配慮の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)環境影響評価審査費では、いわゆる環境アセスメントとして、環境に配慮した開発事業が行われるよう、法令に基づき住民、行政専門家の意見を踏まえながら審査を行います。

次に、2段目の項目3、水道事業の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)水道事業基盤強化(広域化)推進では、県水道広域化推進プランに基づき、市町村と連携し、水道事業の広域化連携等に取り組みます。

16ページをお願いいたします。

(5)衛星画像解析技術活用漏水調査事業は、新規事業としまして、市町村等と共同で、デジタル技術を活用し、水道管の漏水調査を実施するものでございます。

次に、2段目の項目4、水質保全対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)規制外物質等環境モニタリング及び水質等情報発信事業は、半導体関連企業の集積が進む中、法令等

で規制されない化学物質の排出を懸念する声に対応するため、令和5年8月から、セミコンテクノパーク周辺等の河川、地下水、大気等について、規制外物質等の環境モニタリングを実施しています。

ここで、規制外物質等の環境モニタリングについて若干説明させていただきます。

令和5年8月の調査開始以降、これまでおおむね四半期に1回調査を行っていましたが、昨年12月にJ A S Mが本格稼働を始めたことから、令和7年1月15日に稼働後調査を実施しました。

その結果、多くの項目で影響や変化は確認されなかったものの、それぞれ有機フッ素化合物の一種であるP F B S及びP F B Aのみ、その濃度が坪井川で増加しておりました。

これらの物質は、日本において基準等はございませんが、諸外国の飲料水の目標値等と比較したとしても低い濃度であり、3月26日に開催しました専門家で構成する委員会からは、現時点では問題ないレベルとの意見をいただいております。

令和7年度につきましても、引き続き環境モニタリングを実施し、委員会での検証を継続してまいります。

また、新たに県ホームページ上において、法令に基づく水質等監視結果の調査地点、速報値や経年変化グラフについての情報発信を行います。

次に、17ページの(2)有機フッ素化合物(P F O S及びP F O A)対策事業については、県内の河川及び地下水73地点において、P F O S及びP F O Aの調査を実施します。

また、県が実施する飲用井戸等の衛生検査項目に、今年度からP F O S及びP F O Aを追加するとともに、市町村の飲用井戸等の水質検査補助に対して、県が助成を行います。

さらに、保健環境科学研究所に新たに分析機器を導入し、分析体制を強化します。

また、(3)地下水質監視事業及び(6)水質汚濁規制事業では、工場、事業場に立入検査を行い、必要な改善指導を行っております。

18ページをお願いいたします。

項目5、大気保全対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(2)大気環境監視事業では、県内35か所の大気環境測定局において、大気汚染物質の24時間自動測定による採取を行い、リアルタイムのデータをホームページで公開しております。

光化学スモッグなど、大気の汚染状況が悪化した場合は、関係機関、登録いただいた県民に対して注意報等を一斉メールで送信します。

次に、19ページの(5)特定粉じん排出等作業監視事業では、建築物の解体等において作業基準が遵守されているか、立入検査等を通じて監視するとともに、大気中へのアスベスト漏えいがないか調査しております。

次に、2段目の項目6、化学物質対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)ダイオキシソ類環境監視事業では、県内を4つのブロックに分け、毎年度1ブロックについて、大気、河川、地下水等の環境調査を実施しております。

本年度は、有明、山鹿地域において実施予定でございます。

環境保全課は以上でございます。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

21ページをお願いいたします。

項目1の自然環境の保全は、本県の優れた自然環境を次の世代に引き継ぐため、保全すべき地域や貴重な野生動植物を指定し、保護や保全対策を行うものです。

説明欄2、(1)の生物多様性くまもと戦略推進事業は、必要な保全対策や保護管理、普

及啓発を行い、生物多様性に関する理解醸成を図るものです。

22ページをお願いします。

項目2の自然公園の保護・利用は、自然公園区域内での開発を制限することで、優れた風景地などの保護に努めるとともに、訪問者が快適に公園を利用できるよう、施設の整備や維持管理を行うものです。

説明欄2、(4)の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園施設において、県または市町村が必要な施設整備や改修を行うものです。

23ページをお願いします。

項目3の野生鳥獣の保護・管理及び狩猟は、鳥獣保護管理法などにに基づき、農林水産業の被害軽減や野生鳥獣の保護を行うものです。

説明欄2、(1)の鳥獣保護等推進事業は、野生鳥獣の保護管理を図るため、鳥獣保護管理員の配置、鳥インフルエンザ検査、野生イノシシの豚熱調査などを行うものです。

(2)の特定鳥獣適正管理事業は、有害鳥獣駆除の一環で、鹿を捕獲する市町村への助成や銃猟者の育成、確保を行うものです。

(5)の狩猟わな猟マイスター育成事業は、カモ類やイノシシなどの捕獲技術の向上を図るため、実践研修を行うものです。

24ページをお願いします。

項目4の外来生物防除対策は、野生動植物の生息、生育を脅かし、県民生活に被害を与えるおそれのある特定外来生物の侵入防止や駆除を行うものです。

説明欄2、(1)の特定外来生物防除対策事業は、アライグマの根絶を図るため、研修会の開催や被害対策を行う市町村への補助を実施するものです。

(2)の特定外来生物スパルティナ属防除対策事業は、汽水域に生育する外来生物であるスパルティナ属の防除を国と連携し行うものです。

自然保護課は以上です。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

25ページをお願いします。

1の廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進についてですが、事業概要、(1)のサーキュラーエコノミー、これは循環経済とも呼ばれるものですが、これへの移行支援事業は、持続可能な形で資源を効率的、循環的に利用する新たな経済システム、循環型経済への移行を目指し、サーキュラーエコノミーに関する普及啓発や相談体制構築等を行うものです。

(2)廃棄物処理計画策定事業は、令和8年度から令和12年度を期間とする第6期熊本県廃棄物処理計画を策定するものです。

26ページをお願いします。

2の廃棄物の適正処理の推進についてですが、事業概要、(1)の不法投棄等防止対策事業は、産業廃棄物等の不法投棄等の発生防止、早期改善のため、廃棄物監視指導員を置き、パトロールなどを行うものです。

(2)の産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業は、収集運搬業の許可申請等に関して、事業者への指導、研修等を行うものです。

(3)の海岸漂着物対策推進事業は、国の補助金を活用し、市町村における海岸漂着物の回収、処理や発生抑制対策を支援するものです。

(4)のエコアくまもと環境教育推進事業は、南関町にある最終処分場エコアくまもとにおいて環境教育などを行うものです。

循環社会推進課は以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

27ページをお願いします。

総合的な交通安全対策の推進です。

これは、交通情勢や熊本県交通安全計画な

どに基づき、交通安全思想の普及啓発や交通事故相談所の運営など、交通安全に係る施策を推進するものです。

28ページをお願いします。

安全安心まちづくりの推進です。

これは、犯罪の起きにくい安全で安心な地域社会の実現に向けた広報啓発を行うとともに、犯罪被害を受けられた方々などへの支援を行うものです。

このうち、犯罪被害者等支援推進事業は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営委託や見舞金の支給などのほか、新たな取組としまして、多機関ワンストップ体制の整備を行うこととしております。

これは、犯罪被害を受けられた方々などが、どこの機関、団体のどの部署に相談されても、ニーズに沿った支援が様々な機関、団体から途切れなく提供できるようにするためのものであり、来年度の本格運用を目指しております。

29ページをお願いします。

食の安全安心の確保です。

これは、食品の安全、安心確保に向けた取組の普及啓発などを行うとともに、適正な食品表示に向けた事業者の監視や指導、消費者への正しい知識の普及啓発などを行うものです。

30ページをお願いします。

総合的な青少年施策の推進です。

これは、青少年の健全育成に向けた事業を行うもので、このうち、グローバルジュニアドリム事業は、未来の熊本を担う子供たちに、台湾への派遣交流や夢についての講話などを通して、自分の夢と可能性を発見する機会を提供するものです。

くらしの安全推進課は以上です。

○浦田消費生活課長 消費生活課です。

31ページをお願いいたします。

消費生活課では、消費者行政の充実強化に

取り組んでおります。

県及び市町村に寄せられた相談件数につきましては、ここ数年1万5,000件を超えたところで推移しております。

消費者被害、トラブルは、複雑化、多様化し、高齢者等を狙った悪質商法やインターネット通信販売に関する相談が目立ってきております。

このため、市町村や関係機関と連携しまして、消費者被害の未然防止や早期救済に取り組んでいるところでございます。

主な事業としましては、説明欄2の消費生活相談・啓発事業でございますが、県消費生活センターにおける相談の実施でございます。

32ページをおめくりください。

説明欄3の地方消費者行政推進事業は、市町村の消費者行政の体制強化の支援を県として行うものでございます。

説明欄4の消費者自立のための生活再生総合支援事業は、多重債務者や生活再生の支援が必要な方に対し、家計診断や債務整理、生活資金の貸付けなど、総合的な支援を行うものでございます。

説明欄5の食品ロス削減推進事業は、消費者の意識改革や発生抑制、未利用食品の有効活用促進など、食品ロス削減を推進するものでございます。

消費生活課は以上でございます。

○小佐井男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

33ページをお願いします。

まず、項目1、協働の推進です。

地域の課題やニーズが多様化する中、行政だけで対応することは困難です。そこで、NPO法人等と役割分担しながら解決を図る取組を進める支援を行います。

そのため、特定非営利活動促進法に基づきまして、NPO法人の認証、NPO法人の中

でも、運営組織や事業活動等が一定基準に適合したものの認定を行います。

また、ふるさと納税制度を活用した交付金やセミナー、助言等により、NPO法人の経営基盤の強化や活動支援を行い、地域活動の核となるNPO法人等との協働を推進します。

次に、項目2、男女共同参画の推進です。

性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、第5次熊本県男女共同参画計画等に基づき、県民、市町村、事業者等と連携し、取組を進めます。

(1) 男女共同参画社会形成促進事業では、今年度は、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第6次熊本県男女共同参画計画を策定いたします。

34ページをお願いいたします。

(4) のくまもとの女性活躍促進事業では、女性の社会参画を加速化させるため、女性活躍促進に向けた様々な取組を行います。

女性経営参画塾や企業トップセミナー、そして、女性活躍を応援し、男性の家庭、地域参画を進めるため、ヒゴロッカサミットを開催します。

今年度は、新たに若年女性の起業支援事業を行います。女性が結婚や出産、子育てにより、キャリアが途切れることなく働き続けられるようにするため、若年層の女性が描くライフスタイルやキャリアパスを実現する上で、起業が選択肢の一つとなるよう、講座や専門家による伴走型の支援を実施します。

最後に、項目3、くまもと県民交流館における県民の活動支援です。

くまもと県民交流館パレアは、NPO・ボランティア協働センター、男女共同参画センター、生涯学習推進センターが設置され、県民の自発的で自主的な様々な活動を支援する拠点施設でございます。

平成30年度から、3つのセンターの活動と

施設管理の全てを指定管理者により行っています。

男女参画・協働推進課は以上です。

○山本人権同和政策課長 人権同和政策課です。

35ページをお願いいたします。

当課では、部落差別、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権施策、啓発の推進に取り組むこととしております。

2の事業概要、(1)人権施策推進事業は、庁内関係各課との連絡調整をはじめ、県内の行政機関、議会、企業等と連携、さらには、有識者などからも御意見を伺いながら、より実効性のある施策を推進するものです。

(2)人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が実施する講演会、研修会などの啓発活動を支援するものです。

(3)広報・啓発事業は、当課が直接行う講演会、人権フェスティバル、新聞等のマスメディアを利用した広報、啓発活動に取り組むもので、上記(2)とともに、国の地方委託事業を活用しております。

(4)研修・人材育成・相談事業は、ウェブ講座や研修会の開催を通じた人材育成と人権全般に関する県民からの相談に対応するものです。

(6)地方改善事業費は、市町村が設置、運営する隣保館の施設整備や相談事業などへの支援に要する経費です。

(7)人権問題連携調整費は、行政や関係団体等と連携した啓発活動に要する経費です。

人権同和政策課は以上です。

○高島和男委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 商工労働部でございます。

主要事業等の説明に先立ちまして、県内の景気、雇用情勢、商工労働部の最近の動きについて概略を申し上げます。

まず初めに、4月1日に公表されました日銀の金融経済概観では、「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。」と、1年ぶりに引き下げられました。この判断は、アメリカによる輸入自動車への追加関税などの発表前のものであり、県内経済に与える影響につきまして、十分に注視してまいります。

また、2月の本県の有効求人倍率は1.19倍と、前月に比べて0.02ポイント低下いたしました。依然として人手不足の状況は続いております。

次に、商工労働部における最近の動きについてです。

アメリカによる関税措置として、4月3日から自動車へ25%の追加関税が、また、4月5日からは一律10%の相互関税が発動されております。相互関税の上乗せ分については、90日間の一時停止が表明されておりますが、今回の関税措置により、県内企業への影響が懸念されます。

このような関税措置を受け、熊本県内の金融機関や商工団体では、4月3日から、順次特別相談窓口が設置されております。商工労働部におきましても、4月7日に、商工振興金融課内に、米国自動車関税措置等に伴う金融・経営特別相談窓口を設置いたしました。

また、今回の措置による影響について、県内関係団体等へヒアリングを行ったところ、今後の影響を懸念する声が上がっています。

県内事業者の経営に重大な支障を来すことがないように、各都道府県とも連携して、国に対して対応を求めるとともに、県内の中小・小規模事業者に寄り添った対応を行ってまいります。

それでは、令和7年度の商工労働部の主要

事業等について御説明いたします。

まず、令和7年度組織機構図及び役付職員名簿の10ページをお開きください。

当部では、本庁7課、出先機関5機関で構成をし、職員数は、合計247名となっております。

次に、令和7年度主要事業及び新規事業の36ページをお願いいたします。

令和7年度当初予算につきましては、左から2列目、本年度予算額(A)の下から3段目にございますとおり、総額で638億8,000万円余を計上しております。

主な取組につきまして、くまもと新時代共創総合戦略の柱に沿って御説明いたします。

まず、1つ目の柱「こどもたちが笑顔で育つ熊本」の取組については、子育て世代の女性が自分のライフスタイルに合った県内での就労につながるよう支援してまいります。

次に、2つ目の柱「世界に開かれた活力あふれる熊本」の取組としましては、若者の県内就労を進めるための取組や外国人材の確保、受入れに対する支援を行います。

また、TSMC進出の経済波及効果の最大化に向けて、半導体サプライチェーン参入への支援や中小企業の稼ぐ力を強化するためのDX、GX推進のほか、県土の均衡ある発展に向けて、県南地域への企業誘致の促進等にも引き続き取り組んでまいります。

最後に「いつまでも続く豊かな熊本」の取組としまして、阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリア創造のため、再エネの導入促進に取り組んでまいります。

以上、私からの総括説明とさせていただきますが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

資料の37ページをお願いします。

項目1、U I J ターン就職の促進でございますが、2、事業概要、(1)「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業では、東京、大阪、福岡及び県内にくまもと移住定住・U I J ターン就職支援センターを設置し、相談対応や求職者とのマッチング支援等を行っています。また、県外求職者が県内企業の採用試験やインターンシップ等に出向く際の旅費の一部を助成しています。

(2)の戦略的U I J ターン就職加速化事業では、本県で働くことの魅力を伝えるため、合同就職説明会やイベントを開催するものでございます。

次に、項目2、若者の県内就職と定着のための奨学金返還サポートでございますが、(1)に、ふるさとくまもと創造人材奨学金制度の概要を記載しております。

奨学金を県と県内企業で2分の1ずつ負担するもので、制度創設から7年目を迎えました。U I J ターン就職支援等と連携し、より多くの若者と参加企業がつながるよう、引き続き、県内企業等に参加を促し、県内外への制度のPRに努めてまいります。

おめくりいただきまして、38ページの項目3、外国人材の受入れ環境整備・定着促進でございますが、(1)の「外国人材に選ばれる熊本」推進事業では、企業からの相談対応等を行う外国人材受入企業支援センターを設けるほか、県内の事業者等が行う日本語習得支援、地域住民との交流事業等への助成等を実施してまいります。

(2)の「連携“絆”特区」外国人材就労促進事業では、令和6年6月に指定された国家戦略特区を活用して、国に代わり、県が企業の経営状況を事前に確認することで、外国人エンジニアが入国する際の在留資格審査期間を短縮してまいります。

次に、項目4、産学官連携による半導体人

材の育成・確保でございますが、(1)熊本県半導体人材育成会議等活動事業では、関係者による直接対話の場を通じて、今後の半導体人材育成の強化策の検討や情報共有、意見交換を行ってまいります。また、小中学生に対して、半導体の理解促進を図る出前授業を実施します。

(2)の半導体研修受講支援事業では、半導体研修機関で従業員の研修を行う企業に対して、受講費や宿泊費等を市町村とともに支援してまいります。

39ページの項目5、県内中小企業者等支援に係る商工団体の体制整備等の取組みでございますが、商工会議所、商工会等の商工団体の組織運営に係る経費を助成し、県内中小企業者等の経営力強化等を図るものでございます。

(1)は、商工会商工会議所、商工会連合会に対する人件費等の助成、(2)は、中小企業団体中央会に対する人件費等の助成でございます。

項目6、エネルギー価格高騰対策等に係るトラック物流への支援でございますが、エネルギー価格高騰の影響を軽減し、また、ドライバーの人材確保に係る取組を後押しすることで、トラック物流の持続的な発展を支援するものでございます。

(1)のトラック物流燃費向上支援事業では、貨物運送事業者の燃費向上のためのエコタイヤ導入に要する経費の一部を助成いたします。

(2)のトラック物流人材確保支援事業では、トラックドライバーの人材確保のための企業合同説明会の開催等の取組を支援いたします。

おめくりいただきまして、40ページの項目7、T S M C進出効果を県全体に波及させる取組みでございますが、(1)商工団体台湾経済交流促進事業では、商工団体が行うインターンシップの受入れや商談会の開催等、台湾

との経済交流の取組を支援してまいります。

商工政策課は以上です。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

41ページをお願いします。

項目1の令和2年7月豪雨災害に係る被災中小企業者等の施設・設備復旧支援につきましては、引き続き、(1)のなりわい再建支援事業により、施設、設備の復旧を支援してまいります。

また、(2)のくまもと型小規模事業者経営発展支援事業により、販路開拓等の取組を支援してまいります。

項目2の物価高や人件費上昇等の影響を受ける中小企業者等の事業継続支援につきましては、(1)の県制度融資により、引き続き資金繰りを支援してまいります。

また、(2)の中小企業者事業再生等支援事業により、国の事業等を活用した経営改善計画の策定を支援してまいります。

(3)のサステナブル地域経済創出支援事業では、持続可能な地域経済を確立するため、商工団体や市町村等が連携して実施する事業承継や創業等に係る取組を支援してまいります。

42ページをお願いいたします。

(4)の事業承継・後継ぎ支援事業では、円滑な事業承継のため、後継者の育成や事業承継の準備、承継後の技術習得等の各段階で必要となる取組を支援してまいります。

(5)のこどもキラキラ商店街支援事業では、商店街の維持発展とこどもまんなか熊本の実現に向け、商店街を活用した子供主体の体験活動やイベント等の取組を支援してまいります。

また、(6)の商店街等売上回復支援事業では、プレミアム商品券の発行等の取組を支援してまいります。

次の(7)の中小・小規模事業者生産性・売

上げ向上後押し事業では、売上げ向上による持続的な賃上げ等を実現するため、国や県の補助事業を活用して生産性向上に取り組む事業者の自己負担分の一部を支援してまいります。

また、(8)の中小企業者事業再建・発展支援事業では、個々の経営課題に応じた専門家の派遣やデジタル化の支援を進めてまいります。

項目3の平成28年熊本地震に係る中小企業者等の施設・設備復旧及び事業継続支援につきましては、(1)の中小企業等復旧・復興支援事業により、県単独予算でグループ補助金を継続し、公共事業の影響で申請できていない事業者の施設、設備の復旧を支援してまいります。

商工振興金融課は以上です。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

43ページをお願いいたします。

項目の1、熊本県経済を支える人材の育成・確保は、県内企業の魅力発信や職業訓練を通じた人材育成などに取り組むものです。

事業概要の(1)くまもと県内就労応援事業では、若者や女性に対しまして県内企業の魅力を発信するとともに、企業の採用力向上や女性が働きやすい環境整備などの企業の取組を支援するためのセミナーを開催し、人材の確保に取り組みます。

(2)では、県立高等技術専門校の実習棟の改修、改築工事を進めます。昨年、令和6年度は実習棟1棟と管理教室棟の改修工事に着手し、来月竣工予定でございます。今年度、令和7年度は、実習棟2棟の改築工事に着手いたします。

(3)離職者訓練事業では、離職者の方が職業スキルや知識を習得し、就職につなげられるよう、デジタルや事務、介護など多様な職業訓練の機会を提供します。

(4)熊本県ブライツ企業推進事業では、働く人が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業をブライツ企業として認定し、労働環境や処遇の向上に取り組めます。

44ページをお願いいたします。

項目の2、若者の県内就職の促進では、県内企業の魅力発信や技能振興により、若者の県内定着に取り組んでおります。

事業概要の(2)技能検定事業費では、熊本県職業能力開発協会が実施します技能検定試験に必要な経費を支援し、ものづくり分野を支える人材の確保、育成を行います。

(3)みらいの技能士育成ステップ事業では、技能職への入職につなげるため、若者の方に対しまして、技能体験等を通じて、技能職や技能士の魅力発信を行います。

続いて、項目の3、女性、高齢者及び障がい者など多様な人材の活躍支援では、多様な人材活躍のための就労支援について取り組んでおります。

事業概要の(2)高齢者雇用促進事業では、高齢者の方が元気に活躍できる社会を目指しまして、シルバー人材センターへの支援や県内企業、団体等への先進事例等の情報提供を行っております。

続いて、45ページをお願いいたします。

(3)障がい者職業能力開発事業では、障害者の方の就労促進のため、県立高等技術専門学校や民間教育機関におきまして職業訓練を実施しております。

(5)障害者就業・生活支援センター事業では、県内6か所にセンターを設置し、障害者の方の就業面と生活面の支援を行っております。

労働雇用創生課は以上でございます。

○荒木産業支援課長 産業支援課でございます。

46ページをお願いいたします。

まず、項目1、産業成長ビジョンの推進

は、令和2年に策定しました熊本県産業成長ビジョンを推進するもので、有識者等によるビジョンの進捗状況の評価及び見直し、産学官の協議会による重点的な取組を行うものです。

次に、項目2、地場企業の成長支援では、ハード、ソフト両面からの支援により、県内企業の成長を後押しするもので、(1)地場企業立地促進費補助は、県内に本社を有する企業等が県内に事業所等を新設または増設する際に要した投下額の規模に応じ、操業開始後に助成するものです。

(2)プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業は、中小企業の成長戦略実現のため、戦略拠点を整備し、県内外の優秀な人材の獲得を支援するものです。

(3)リーディング企業創出事業は、地域経済への波及効果が大きい企業を創出するため、成長意欲とその可能性が高い中小企業を認定し、関係機関とともに、継続的に支援するものです。

下の47ページをお願いいたします。

(4)地域未来投資促進事業は、本県の地域特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の中で経済的波及効果を及ぼすモデルケースとなり得る取組に助成するものです。

(5)くまもと地域産業の持続的発展と水資源保全を両立させる先進技術の社会実装事業は、みそやしょうゆといった食品加工、発酵醸造現場において、有害物質のみを除去する技術の確立を支援するものでございます。

次に、項目3、DX・GXの推進は、地場企業の持続的な稼ぐ力の強化に向け、DX、GXの取組を推進します。

まず、(1)シンカ企業創出推進事業は、進む進化や深める深化などの企業成長を後押しするため、デジタル技術を活用した業務プロセスの改善や脱炭素化といった、いわゆるDX、GXの取組を総合的に支援するものでございます。

(2)製造業D X推進臨時補助事業は、物価高騰や賃上げ等の影響により、費用増加に直面している県内製造業者に対し、生産現場でのデジタル化に必要な機器整備を支援するものです。

(3)企業と社会のサステナビリティを実現する人材育成事業は、県内製造業者が持続的に競争力を発揮するため、D XやG Xなどの関連技術の研修や、各企業の課題に応じ、実装に向けた伴走型支援を実施するものです。

めくっていただきまして、48ページをお願いいたします。

項目4、U Xプロジェクトによる新産業創出及びイノベーション支援は、新たなビジネスにつながる環境を提供し、関係機関との連携などにより、イノベーションが持続的に生まれる好循環の形成を目指すものです。

(1)熊本空港周辺地域における産業振興創出事業は、U Xプロジェクトの推進のため、人材や企業等の集積を図り、実証実験等の機会の提供や交流拠点施設の整備等を行うものでございます。

(2)次世代ベンチャー創出支援事業は、産学官で構成するコンソーシアムの活動を通し、自然共生型産業における大学等の研究シーズを発掘し、新たな成長産業の創出に向けた支援を実施するものです。

(3)くまもとオープンイノベーション推進事業は、コーディネーターやアドバイザーを配置し、県内企業などによる連携体の構築や、商品開発や販路開拓等を支援するものです。

(4)くまもとクロス支援事業は、企業が大学等と連携し、技術力強化に係る研究開発等に対し助成するものです。

(5)くまもと版スタートアップ・エコシステム創出事業は、県内の各支援団体との検討を通じて、スタートアップ企業の事業成長に向けた支援体制の構築等に取り組むものです。

下の49ページをお願いいたします。

項目5、新生シリコンアイランド九州の実現に向けた半導体産業振興施策の推進は、T SMCの進出を契機として、半導体のみならず、県内産業のさらなる振興と県経済の成長を実現するために、くまもと半導体産業推進ビジョンに基づく施策を推進するものです。

(1)くまもと半導体産業推進ビジョン推進事業は、半導体産業推進ビジョンに基づく施策の進捗評価を行うとともに、台湾経済団体を通じた企業の交流促進を図るものです。

(2)半導体産学官連携推進事業は、大学等と連携し、人材の育成及び共同研究の強化により、三次元積層実装の量産化を確立し、新たな地域産業や雇用の創出を図るものです。

(3)半導体サプライチェーン参入促進支援事業は、半導体製造装置メーカーのサプライチェーンへの参入を支援するため、専門家による技術指導や展示会への出展を通じて、ビジネスマッチングを支援するものです。

(4)低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業は、環境負荷の低い半導体関連製造プロセスの開発、実用化を目指すものです。

最後に、めくっていただきまして、50ページをお願いいたします。

項目6、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに基づく取組みの推進は、被災した醸造食品企業における新商品の開発支援に加え、B C Pの策定など、災害に強い醸造食品業界の実現を目指し、県内被災地域の食品加工産業を支援するものです。

産業支援課は以上です。

○梅川エネルギー政策課審議員 エネルギー政策課です。

51ページをお願いいたします。

熊本県総合エネルギー計画に基づく再生可能エネルギーの利活用についてです。

2、事業概要の(1)はR E 100としておりますが、R Eは、リニューアブルエナジー、再

エネ100%の電力供給、利用促進に向けた事業についてです。

①は、環境省から脱炭素先行地域として選定されております阿蘇くまもと空港周辺地域 R E 100産業エリアの創造に必要な再エネ発電施設等の開発を支援しており、令和7年度から、新たなバイオマス発電等の整備が開始されます。

また、米印で記載しておりますが、本年1月に設立したくまもと地域みらいエネルギー株式会社において、4月から再エネ電力の供給を開始しております。

②ですが、「再エネ100宣言 R E Action」とは、大企業向けの R E 100の国内中小規模企業版となりますが、県内企業の参加を促す勉強会等を開催しております。

(2)熊本県総合エネルギー計画推進事業について、①は、軽量で、折り曲げにも強く、これまで太陽光パネルを搭載できなかった壁面等にも設置できるペロブスカイト太陽電池の設置可能性、導入可能量等の調査を行う予定です。

②は、太陽光パネルの F I T 後放置ゼロに向けた取組です。F I T 固定価格買取終了後は売電価格が大きく下がるため、太陽光パネルの大量廃棄や放置が懸念されます。発電事業者等において、撤去や更新に必要な費用をためていただく、F I T 期間終了後も、防災や景観等の観点で問題がない太陽光発電は使っていただく、撤去時には、リサイクルしていただけるよう取組を開始します。

③は、再エネの適地誘導に向けた取組です。市町村等と連携し、阿蘇周辺において、県のゾーニング図に市町村等がメガソーラーの設置を抑制すべきとするエリアを加え作成した阿蘇地域太陽光抑制エリア図等を基に、適地誘導を推進するものです。

(3)メガソーラー等対策事業は、メガソーラー等の再生可能エネルギーの地域との共生を図るため、協定締結を推進するものです。

(4)の水素エネルギー普及啓発・利活用促進事業についてです。

①は、民間事業者と連携し、県内工業団地等での水素需要調査及び水素トラックに係る荷主のニーズ調査を実施するとともに、水素エネルギー利活用の促進に向けた県内事業者との意見交換を行い、事業者側のニーズを踏まえた活用方策など、水素エネルギー利活用に必要な検討を実施します。

52ページをお願いします。

エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援についてです。

国の支援対象となっていない L P ガス利用事業者と特別高圧電力利用事業者に、国の重点交付金を活用し、都市ガス等に準じた支援を行います。

最後が、採石業関係です。

事業者の指導、育成のほか、採石事業のイメージ向上等にも取り組んでおります。

エネルギー政策課は以上です。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

53ページをお願いいたします。

項目1、企業誘致の推進については、国内外からの企業誘致及び既に熊本に拠点を構えている既立地企業のフォローアップを積極的に行い、本県の産業振興と雇用確保を進めてまいります。

具体的には、(1)企業誘致事業として、企業訪問を通じて、積極的な誘致活動や既立地企業のフォローアップを行います。

また、(2)戦略的企業誘致推進事業は、国内の大規模な展示会への出展や関連するイベント等への参加に加え、既立地企業と県内高校等とのネットワークづくりなどに取り組みます。

さらに、(3)企業立地促進資金融資事業は、工場や事業所新設または増設する誘致企業に対する長期かつ低利の融資制度を設け、

本県への企業誘致を促してまいります。

54ページをお願いいたします。

項目2、企業の立地及び増設の促進については、誘致企業が工場や事業所新設または増設する際に、設備投資や雇用の実績に応じて補助を行います。

(1)企業立地促進費補助として、1つ目は、セミコンダクター、半導体です。モビリティ、自動車、食品バイオなどの企業を対象とする企業立地促進補助金でございます。

55ページをお願いします。

企業立地促進費補助として、2つ目は、情報サービス業やコンテンツ産業などの企業を対象とする産業支援サービス業等立地促進補助金でございます。

56ページをお願いいたします。

項目3、世界的半導体企業の進出を契機とした更なる半導体関連産業の集積の推進については、本県の強みである半導体関連産業のさらなる集積を図るため、国内及び台湾における展示会への出展、セミナー開催等を実施いたします。

続きまして、項目4、ポートセールスの推進については、国際コンテナ貨物取扱量の増加及び熊本港、八代港の新規航路開設や増便などの利便性向上を図るため、荷主企業や船会社へのポートセールスに取り組みます。

(1)戦略的ポートセールス推進事業は、企業訪問等を通じ、より多くの荷主企業への働きかけを強化するとともに、熊本県内港における新規航路を開設した船会社に対し、その経費の一部を助成します。

(2)国際コンテナ利用拡大助成事業は、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に対して助成を行い、両港の利用拡大を図ります。

57ページをお願いいたします。

項目5、県南地域への企業誘致の促進については、TSMC進出効果を全县に波及させるため、(1)県南地域企業誘致促進事業とし

て、企業の県南地域の視察に要する経費の一部助成や、人材確保として、県南地域の企業が連携して取り組む企業イメージの向上や労働環境の改善等に対する支援を実施いたします。

項目6、企業誘致の受け皿となる工業団地の整備については、製造業等の企業誘致の受け皿を確保するため、(1)新規工業団地建設事業は、菊池市事業区、合志市事業区、八代市事業区の3か所分の整備を行います。

(2)県南地域工業団地施設整備促進事業は、県南地域を中心とした市町村が行う団地整備の取組を支援するため、地下水調査など、整備に必要な調査を行います。

企業立地課は以上でございます。

○渡辺販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

58ページをお願いします。

項目1、農林水産物等輸出の推進は、県産農林水産物等の輸出拡大を図るため、輸出環境の整備や現地でのプロモーション、県産品の競争力強化、輸出産地の形成等に戦略的かつ持続的に取り組むものです。

まず、(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、輸出に取り組む県内事業者の掘り起こしから輸出に至るまでを総合的に支援するものです。専門家による伴走型の支援や新規販路開拓など、各事業者の輸出ステージに応じた支援を行ってまいります。

(2)海外輸出拡大対策事業は、海外バイヤーの招聘や現地プロモーション等に取り組むものです。特に、経済的な結びつきが強まっている台湾への輸出に取り組む事業者の支援に力を入れてまいります。

(3)GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業は、輸出先国の様々な規制や現地ニーズに対応した生産方法の転換や物流改善に取り組む農業団体等を支援する国庫事業です。

次に、項目2、県産品の認知度向上及び販

路拡大は、県産品の販路拡大のため、物産振興団体に対する催事等の支援や事業者の商品開発等の支援を行い、県産品の認知度向上や販路開拓を図るものです。

下ページの(5)食のみやこくまもと県産品ブラッシュアップ支援事業は、小売事業者等と連携したブラッシュアップや百貨店等での情報発信により、県産品の高付加価値化や消費拡大を支援するものです。

(6)食のみやこ熊本県「物産フェア&大商談会」実施事業は、例年開催されている熊本物産フェアの規模を拡大して実施するとともに、県内の食品関連事業者と国内外のバイヤーとのマッチングを図る商談会を開催するものです。

(7)くまもと県産酒消費喚起強化事業は、原材料価格高騰等の影響を受ける酒造事業者の販路拡大や高付加価値化の取組を支援するものです。

60ページをお願いします。

項目3、球磨焼酎のトップブランド化の推進は、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに基づき、球磨焼酎のトップ・オブ・ザ・ワールド戦略の実現に向け、球磨焼酎の魅力発掘や情報発信、百貨店等と連携したフェアの開催などを総合的に支援、展開します。

販路拡ビジネス課は以上です。

○高島和男委員長 次に、観光文化部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、協観光文化部長。

○協観光文化部長 観光文化部でございます。

観光文化部関係の主要事業、新規事業等の説明に先立ちまして、観光文化部に関する最近の取組について御説明申し上げます。

本県における訪日外国人延べ宿泊者数は、

観光庁統計調査の速報値によりますと、令和6年は約144万人と過去最多を更新しました。一方で、日本人延べ宿泊者数は、昨年より約12%減少し、約653万人となりました。

インバウンドにおいては、台湾に次いで本県への来訪者が多い韓国にも新たに観光レップを設置し、さらなる誘客強化を図るとともに、国内誘客においては、地域の特性に合わせた商品づくりや受皿体制の整備、二次交通の充実、特別な体験を提供する観光の上質化、高付加価値化などを推進してまいります。

また、今年度より、観光振興課内に国内観光推進室を新設し、令和8年夏の熊本デザインレーションキャンペーン開催に向け、プレキャンペーン等のプロモーションを実施します。さらに、昨年度に続き、ツール・ド・九州、国際バドミントン大会といった国際スポーツ大会が本県で開催されます。こうした好機を捉えて、経済波及効果が県内全域に行き渡るよう、より効果的な誘客施策を展開してまいります。

このように、今年1月に改定しましたようこそくまもと観光立県推進計画に基づき、「日常を忘れるひととき、心弾む“感動県くまもと”」の実現に向けて、着実に各種施策を進めてまいります。

それでは、令和7年度の観光文化部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

資料の令和7年度組織機構図及び役付職員名簿の18ページをお願いいたします。

観光文化部は、記載のとおり、3課及び出先機関の博物館ネットワークセンターで構成され、職員数は63名となっております。

次に、資料、令和7年度主要事業及び新規事業の61ページをお願いいたします。

令和7年度当初予算につきましては、一般会計で、総額38億3,600万円余となっております。

主な取組について、くまもと新時代共創総合戦略の柱に沿って、順に御説明をいたします。

まず「世界に開かれた活力あふれる熊本」については、熊本デスティネーションキャンペーンに向けた取組や韓国への観光レップの設置など、観光振興、誘客強化に取り組んでまいります。

そして、観光事業者の経営力強化に向けた支援や二次交通の充実、周遊促進に向けた実証等により、受入れ体制、基盤強化を図ります。

また、スポーツツーリズムの推進やアーバンスポーツの振興、スポーツ施設の整備手法等の検討によるスポーツ政策の推進にも取り組みます。

さらに、国内外に熊本の文化芸術の魅力を発信することで、文化振興と観光誘客双方の実現を図るなど、観光と文化芸術の施策を一体的に推進してまいります。

次に「いつまでも続く豊かな熊本」については、地域に根差した伝統的工芸品の高付加価値化、販路拡大等に取り組めます。

事業の詳細につきましては、この後担当課長から御説明申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課です。

62ページをお願いします。

1、熊本地震震災ミュージアムの取組みの推進については、熊本地震の記憶や経験、教訓などを後世に伝承するため、南阿蘇村にある熊本地震震災ミュージアムK I O K Uを中核拠点として、回廊型のフィールドミュージアムの取組を推進してまいります。

中段の2、広域的な観光地域づくりの推進については、観光地域づくりの取組を通じ

て、DMOが相互に連携して行う人材育成等への支援など、広域的な観光地域づくりを推進してまいります。

下段の3、文化振興の取組みの推進については、文化施策の企画調整や文化団体の活動支援などにより、本県の文化振興を図ってまいります。

(2)の新規事業、くまもと文化集積・発信事業により、熊本の文化の情報を集約した特設サイトを開設し、国内外に熊本の文化の魅力を発信してまいります。

63ページをお願いします。

4、県立劇場の取組みの推進については、本県における芸術振興の中核的な拠点である県立劇場において、施設、設備の提供や芸術振興のための取組を推進してまいります。

下段の5、伝統的工芸品産業の振興については、県内の伝統的工芸品産業の継承、発展のために、魅力ある伝統的工芸品の開発や販路拡大を通じた経営基盤の安定化を支援してまいります。

(1)の新規事業、伝統的工芸品販売力強化等支援事業により、伝統的工芸品の高付加価値化やECサイトを活用した販売力強化の支援を行います。

64ページをお願いします。

6、熊本県総合博物館ネットワークの推進については、県内の博物館等と連携し、県内どこに住んでいても博物館活動に参加できる熊本県総合博物館ネットワークの構築を推進してまいります。

(3)の新規事業、博物館等施設の文化観光推進事業により、地域に根差す文化、歴史の魅力を再発見するための調査及びそれらを観光資源へ磨き上げる取組を行います。

観光文化政策課は以上です。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

65ページをお願いします。

項目1の観光産業の基幹産業化の推進は、観光地の受入れ体制の整備や持続可能な観光地域づくりに取り組み、観光産業の基幹産業化を推進するものです。

(1)地域連携型観光地域づくり緊急支援事業は、観光関連事業者等が地域一体となっていく高付加価値化や観光客の受入れ環境整備などの取組に対し、専門家による伴走支援を行い、魅力ある観光地域づくりへつなげるものです。

(2)観光産業復興による雇用創出事業は、観光関連産業における人手不足解消に向けて、合同就職面談会やセミナーなどを実施するものです。

66ページをお願いします。

項目2の観光DXの推進は、SNS等を活用したデジタルマーケティング、観光Maasの構築など、デジタル活用による誘客促進や旅行者の利便性向上などに取り組むものです。

(1)のデジタルマーケティング事業では、誘客促進や観光施策の立案につなげるため、SNSなどによる旅行者の嗜好に合わせた情報発信やマーケティングデータの収集、分析により効果測定を行います。

(2)のスマート観光交通体系構築推進事業は、観光における二次交通の課題克服や周遊促進による観光消費の増加に向け、観光Maasの検討、実証等を行うものです。

項目3のマンガ・アニメの活用による誘客促進及び地方創生は、『ONE PIECE』をはじめとする漫画、アニメ等のコンテンツを活用した本県への誘客促進や被災地復興支援を目指す取組です。

(1)『ONE PIECE』連携復興応援事業は、麦わらの一味の像を起点とした誘客、周遊促進のためのプロモーションを行うことで、訪問者の増加等を図り、熊本地震の記憶の継承や被災地の復興支援につなげます。

67ページをお願いします。

項目4、球磨川流域の課題解決に向けた取組みの推進については、球磨川流域のにぎわい創出や誘客に向け、新たなコンテンツの創出と定着化を目指す取組です。

項目5、国内からの誘客の推進については、大型キャンペーンによる本県への誘客拡大や観光情報の発信、教育旅行の誘致などにより、国内観光客の安定的な確保に取り組むものです。

(1)観光誘客プロモーション推進事業は、JRグループと連携した令和8年夏の熊本デスティネーションキャンペーンの実施に向けて、観光素材の磨き上げや情報発信、受入れ体制の整備を行うものです。

68ページをお願いします。

(4)教育旅行誘致推進事業は、教育旅行による宿泊需要の確保を図るため、宿泊費などの助成や地域受入れを支援するコーディネーターを設置するものです。

項目6の海外からの誘客の推進は、好調なインバウンド需要のさらなる獲得や県内周遊促進を図る取組です。

(2)台湾インバウンド誘客強化事業は、台湾からのインバウンド誘客強化のため、本県の観光セールス等を行う現地代理人の設置や訪日教育旅行受入れのための相談窓口を設置するものです。

(3)の韓国インバウンド誘客強化事業は、新たに韓国にも現地代理人を設置し、効果的なセールス等を行うものでございます。

(4)地方誘客促進によるインバウンド拡大事業は、本県の歴史、文化資源等を活用した旅行商品の造成や販路開拓に取り組み、さらなる誘客強化を推進するものです。

69ページをお願いします。

項目7、クルーズ船誘致・受入の推進は、くまモンポート八代をはじめとする県内の港へのクルーズ船誘致と受入れ体制強化、寄港地ツアーの充実等を進め、クルーズ船寄港の効果拡大に取り組むものでございます。

(3)クルーズ船寄港効果向上事業は、富裕層向けクルーズ船の誘致強化に向けたセールスの実施や、寄港地ツアーの経済効果向上を図るため、体験型観光などを盛り込んだ新たなツアーを試行する際に支援を行うものでございます。

観光振興課は以上です。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

70ページをお願いいたします。

1のスポーツツーリズムの推進については、スポーツによる交流人口の拡大や地域活性化を図り、スポーツツーリズムの推進に取り組むものでございます。

事業概要、(1)国際バドミントン大会誘致促進事業については、国際バドミントン大会、熊本マスタースジャパンの開催、(2)ツール・ド・九州受入環境整備事業については、国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州の開催を通じて、交流人口の拡大に取り組むものでございます。

(3)アーバンスポーツ振興事業については、スケートボード大会などのアーバンスポーツイベントの開催、大会や合宿誘致等に取り組み、アーバンスポーツの振興を図るものでございます。

(4)スポーツツーリズム支援事業については、スポーツコンテンツを観光資源と併せて情報発信し、誘客強化を図るものでございます。

(5)スポーツ交流推進事業については、スポーツ競技団体や関係機関等と連携し、スポーツツーリズムを推進するものでございます。

71ページをお願いいたします。

2の公民連携によるスポーツ施設整備検討については、老朽化が進む県内のスポーツ施設について、県としての整備の方向性を決定するため、昨年度設置しました検討会議にお

いて、民間活力の導入や民間事業者主体の整備を含め、様々な観点から方向性の整理を行ってまいります。

スポーツ交流企画課は以上です。

○高島和男委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、久原企業局長。

○久原企業局長 企業局の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料、令和7年度組織機構図及び役付職員名簿の23ページをお願いします。

企業局は、総務経営課と工務課の本庁2課、発電総合管理所と都呂々ダム管理事務所の2か所の出先機関で構成され、職員数は合わせて61名です。

今年度から、工務課内に7名体制の半導体工業用水道整備室を設置し、半導体関連企業に向けた新規工業用水道事業を推進していくこととしており、職員数は、昨年度より3名増となっております。

24ページから26ページは、企業局の役付職員名簿及び事務分掌でございます。

次に、資料、令和7年度主要事業及び新規事業の72ページをお願いします。

企業局が所管する事業の概要について御説明します。

現在、企業局では、令和7年度当初予算総括表の一番左の列のとおり、電気事業、工業用水道事業、そして有料駐車場事業の3事業を運営しています。

電気事業におきましては、7つの水力発電所のうち、主力4発電所で適用されている固定価格買取制度により、安定的な電力料収入が確保されております。引き続き、設備の効果的なメンテナンス等に努め、電力の安定供給、電力料収入の最大化を図ってまいります。

工業用水道事業におきましては、有明及び八代工業用水道で多くの未利用水を抱え、さらに、有明では、多額のダム関連経費の負担を抱えるなど、厳しい経営状況にあることから、施設運営権を民間事業者に委ねるコンセッション方式のもと、民間のノウハウ等を活用して、効率的な経営やサービス向上、ユーザー拡大等に取り組んでおります。

加えて、八代工業用水道では、昨年度から本格化した八代臨海工業用地のバイオマス発電所への給水により、一定の経営改善が図られたところです。

有明工業用水道におきましても、未利用水の活用を通じた経営改善と熊本の宝である地下水保全の両立に向け、半導体関連企業への新規給水の取組を推進してまいります。

引き続き、コンセッション事業者及び知事部局との密な連携の下、収益確保やサービス向上に向けた取組を通じて、経営基盤の強化を進めてまいります。

有料駐車場事業におきましては、コロナ禍で減少しました県営駐車場の利用台数も、令和3年度に底を打った後、現在は、コロナ禍前と同水準まで回復しております。

昨年導入しました障害者割引制度をはじめ、指定管理者と連携を図りながら、利用者の利便性向上や社会課題の解決に資する取組に努めるとともに、適切な維持管理と安定経営を通じて、町なかのにぎわいづくりに引き続き貢献してまいります。

なお、昨年度に引き続き、県政貢献策として、電気事業と有料駐車場事業から合わせて5億5,000万円を一般会計へ繰り出すこととしています。

以上が企業局所管の事業の概要でございます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

資料、令和7年度主要事業及び新規事業の72ページ、令和7年度当初予算総括表をお願いいたします。

企業局では、公営企業会計に基づき、電気、工業用水道及び有料駐車場の各事業ごとに、当年度の損益を示す収益的収支と建設改良費などの投下資本を示す資本的収支に分けて予算を計上しております。

最下段の合計欄ですが、3事業合わせた収入総額は、前年度比5億3,000万円余減の58億2,600万円余、支出総額は、前年度比7億8,500万円余増の80億3,700万円余となっております。

なお、次ページの表は、工業用水道事業会計につきまして、有明、八代及び苓北の3工業用水ごとに取りまとめたものですので、説明は省略いたします。

74ページをお願いいたします。

1、「経営戦略」に基づく取組みの推進でございます。

事業運営の基本となります企業局経営戦略2020におきましては、資料中段以降にありますとおり、(1)全事業の黒字化、(2)新規事業に挑戦、(3)地域貢献としての県民還元の3つの戦略目標を掲げ、各種事業に取り組んでおります。

なお、経営戦略につきましては、今年度中間見直しを行うこととしております。

次に、各事業の経営状況等について御説明いたします。

まず、電気事業でございますが、次ページ上段、1の表は、各水力発電所の状況でございます。

2、経営状況等でございますが、(1)のとおり、市房及び緑川の4発電所で見込まれる

固定価格買取制度による売電利益を活用しまして、(4)及び(5)のとおり、県政貢献として、一般会計への5億円を繰り出すとともに、地元貢献にも取り組んでまいります。

また、(6)のとおり、荒瀬ダム関連施設跡地3か所につきまして、八代市の復興事業用地として、令和5年度に1か所を無償譲渡し、今後2か所を無償譲渡する予定でございます。

76ページをお願いいたします。

工業用水道事業でございますが、上段、1の表は、各工業用水道の状況でございます。

2、経営状況等でございますが、(1)のとおり、有明、八代の両工業用水道につきましては、コンセッション方式の導入など、経費節減に努めているものの、多くの未利用水や、特に有明工業用水道では、多額の竜門ダム関連経費の負担もあり、厳しい経営状況にあります。八代工業用水道におきましては、令和5年11月からの木質バイオマス発電施設への給水開始により契約率が改善。有明工業用水道につきましても、後ほど御説明いたしますが、半導体関連企業への工業用水供給に向けた取組を進めているところであり、引き続き需要拡大に努めてまいります。

次のページの有料駐車場事業でございますが、上段、1の表は、施設等の状況でございます。

2、経営状況等でございますが、(1)のとおり、コロナ禍前に年間20万台を超えておりました県営駐車場の利用台数は、令和2年度から約15万台で推移のところ、令和5年度以降は、約20万台まで回復しているところでございます。

(2)のとおり、県営駐車場では、利用料金制の指定管理者制度を導入しております。引き続き、指定管理者と連携し、民間のノウハウを生かした設備導入や障害者割引制度の導入など、利用者サービスの向上を図り、利用台数の拡大に努めてまいります。

また、(3)の県政貢献として、先ほど御説明しました電気事業からの5億円に加え、有料駐車場事業から5,000万円を一般会計へ繰り出すこととしております。

78ページをお願いいたします。

半導体関連企業への工業用水供給に係る新規工業用水道事業でございます。

1に記載のとおり、地下水保全の推進と有明工業用水道の未利用水活用による収益確保、経営基盤強化のため、半導体関連企業への工業用水給水に向けた浄水場建設等の取組を進めております。

2の事業概要のとおり、今年度は、浄水場等の整備に向けた地質調査や詳細設計等を実施することとしております。

なお、国の経済対策に係る補正予算により、事業費の4割について、国のインフラ交付金が措置されております。

企業局は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

浦田労働委員会事務局長。

○浦田労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

まず初めに、労働委員会の組織機構について御説明いたします。

組織機構図及び役付職員名簿、資料の27ページをお願いいたします。

労働委員会は、労働組合法に基づき設置された労使紛争を解決するための行政委員会です。

不当労働行為の救済申立てに対する審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん等を行っております。

当委員会は、公益、労働者及び使用者の代表各5名、計15名の委員で構成されております。また、事務局職員は9名でございます。

次に、当初予算及び主要事業を御説明しま

す。

令和7年度主要事業及び新規事業資料の79ページをお願いいたします。

当委員会の当初予算は、総額1億2,400万円余で、主な内容としましては、委員会費として委員報酬を、事務局費として職員給与費や局の運営費を計上しております。

次に、おめくりいただいて、80ページをお願いいたします。

労働委員会の主な業務は3つございます。

まず、1、不当労働行為事件の審査です。

これは、使用者が資料に記載しておりますような労働組合活動を阻害する行為を行った場合に、労働組合または労働者個人からの申立てを受けて審査を行い、必要に応じて、救済命令あるいは和解等により解決を図るものです。

次に、2、労働争議の調整です。

これは、労働組合と使用者との間の紛争が労使の自主的な話し合いで解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんなどを行い、解決を図るものです。

最後に、3、個別労働関係紛争のあっせんです。

労働者個人と使用者との紛争が当事者同士で解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんを行うものでございます。

労働委員会事務局からは以上です。

なお、課長からの説明は省略させていただきます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○鎌田聡委員 これは16ページですね。

環境保全課にお尋ねをいたします。

先ほど御報告がありました規制外物質のモニタリング調査の話ですけれども、3月26日ですかね、専門家の皆さん方に議論をさせていただいて、そこでの議論状況で、先ほどもお話ございましたように、PFBSとPFBA、特にPFBSにつきましては、59ナノで8.55倍ということで、1年間でかなりの増加をしているわけですけれども、特段の影響はないというお話ございましたけれども、第1工場が稼働してこの数値が上がったわけで、この物質をTSMCも使ってるということは公表されてるんですよね。

TSMCの稼働により、この2つの物質の濃度が上がったということですが、これからやっぱりずっと営業が続いていく中で、それでも8.55倍、1年間で。これからどんどん続いてくと、さらにその数値が上がっていく可能性もあるんですけれども、そういったところの影響というのは、専門家の皆さん方は多分影響ないと言われてないと思いますけれども、専門家の皆さん方の御意見と今後どうされるのか、お伺いしたいと思います。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

今委員の御指摘がありました件、JASMで、PFAS類、有機フッ素化合物につきましては3物質使ってるということで、その3物質のうち、今回2項目について、PFBA、PFBSについて、北部流域下水道の排出先である坪井川から、以前の濃度よりは上がっているという結果でございました。

おっしゃるとおり、PFBSにつきましては、高橋という地点で、それまでの結果が、平均が6.9ナノグラム・パー・リットルか

ら、59ナノグラム・パー・リットルということで上がってはおります。ただ、3月26日の専門家によるモニタリング委員会において、専門家からは、今の段階では特に問題ないレベルというお話をお聞きしております。

また、それと同時に、PFBS、PFBAにつきましては、PFOS、PFOAと言われる今世間を騒がしている物質ですがけれども、50ナノグラム・パー・リットルという目標値、指針値がある項目に対して、健康影響、環境への影響は小さいというふうなお話も伺っております。

ただ、今回は、まず1回目の測定でございます。モニタリング委員会からは、引き続き調査を行い、状況の把握をしていきなさいということでお話をお聞きしております。

今後は、ただ、委員がおっしゃったように、JASMが本当に出してる物質なのかどうかというのはまだはっきり分かっておりません。因果関係は分かっておりません。モニタリング委員会からも、因果関係を示すようなお話は出ておりませんので、まずは、JASMを含め、北部流域下水道に出している排水量の多い事業者を中心に聞き取りを行って、状況の把握をしていきたいというふうに考えております。

その結果につきましては、専門家のモニタリング委員会に諮った上で、しかるべき対応を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 因果関係がはっきりしないというお話だったんですけれども、JASMが稼働して、これだけの数値が増えているということは、やっぱりそこに、大本の原因もあると思いますけれども、今から調査されるということですから、もうJASMも含めて、そういった聞き取りもやっていただいて、数値が影響ないかどうかは、国際的基準でどう

なのか私もよく分かりませんが、規制がある国もありますから、この2物質もですね。

ですから、そういったものを含めてしっかりと調査をしていただいて——飲み水には影響なくても、これは魚介類が今からこの水を体に入れていきますので、そこからのやっぱり人体への影響も懸念をされるわけですし、そういった不安もやっぱり県民は持っていると思うんですよね。専門的知識は私もありませんので、そういったところをしっかりとこれから聞き取りもされて、調査をされていくということで、せっかくその専門家の皆さんに議論していただいているので、専門的にどうなのかという判断もぜひやっていただきたいと思いますし。これ、専門家委員会というのは、どのくらいの周期でやられるんですか。

○廣畑環境保全課長 専門家のモニタリング委員会ですけれども、基本的には半年に1回程度の期間で開催しようと思ってます。

ただ、その今後の調査結果次第では、例えば大きくその濃度が上がったとか、何らかの影響が見られたという場合には臨時で開催して、専門家の御意見を伺うこととしております。

また、先ほど委員がおっしゃいました、外国での基準といいましょうか、目標値があるのはあくまで飲用水になります。飲用水、飲んだ場合の基準、目標値でございまして、今回濃度が上がっておりますのは河川になります。その点はきちんと押さえた上で、しかも、これは今のところ規制がない物質ということで、あくまでも予断を持って考えていくのではなくて、きちんと状況を把握した上で本当の因果関係というのを明らかにしていきたいと思っております。

そこら辺のデータにつきましては、モニタリング委員会に諮りながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 しっかりと調査とか聞き取りとかやっていただいて、情報も県民の皆さん方にもやっぱり周知していくということが大事ですので、あと、先ほど言いましたように坪井川から海に流れていくわけですから、魚介類の摂取というのは考えられますから、そこからのやっぱり人体への影響も含めて、こういったものが非常に懸念されますから、やっぱり調査をしっかりとやった上で、どういう影響があるのか、これはもう専門家の皆さん方にしっかりと諮っていただくということで対応をお願いしときたいと思います。

○廣畑環境保全課長 環境全課でございます。

今委員のおっしゃったとおり、蓄積性という点、委員のお話の中では、PFOS、PFOAと言われる今の物質の目標値がある、指針値がある物質に比べれば、蓄積性は低いんじゃないかというふうにおっしゃってました。

ただ、まだこれは研究の途に就いたばかりでございますので、そこら辺の研究の状況、国の動きを踏まえながら、正しい情報を県民の皆様提供していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 よろしく申し上げます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 資料31ページか32ページぐらいにまたがると思います。消費生活課の浦田課長だと思いますが、お尋ねしたいと思います。

つい最近ですが、県から情報をいただいて、このことかなと思うのが、相談員をはじ

め、何か人件費が令和7年度をもって打ち切りといたしますか、国の交付金か？補助金か？と。それに関してだけじゃないかもしれませんが、先般情報いただいたのが、所管の大臣と人吉市が、全国の自治体から選ばれて意見交換をするというような話。

まず質問ですが、その事業は、この3の相談員の配置というところに関わってくるんですかね。

それで、その状況といたしますか、今までが、そういうことを言われて延長されたことがあるとか、いやいや、これはどうも令和7年度をもって本当に終わりそうだなというのが、今の時点での感触が分かれればちょっと教えていただきたいと思います。

○浦田消費生活課長 答えいたします。

委員おっしゃった、まず、どの事業に該当するかというところでございますが、32ページの地方消費者行政推進事業ということで、こちらが、市町村の消費者行政の体制強化の支援ということで、この4,900万の中に、交付金として2,300万ほど入っております。

で、今の状況としましては、国の交付金の名称が地方消費者行政強化交付金と申します。で、これが当初、平成20年から交付金が始まりまして、地方の消費生活相談員の体制強化ということで、交付金が各都道府県に入っていたということでございますが、これが、大体的を変えて2回ほどリニューアルしまして、最後は地方消費者行政強化交付金という形になっております。

で、この活用期限が、全国的に令和7年度末で終了いたします。今、各県、非常に、各議会とも意見書を提出したりという動きの中で、本県においても、さきの2月議会で意見書を採択いただいて提出したという形になっております。

こちら、継続、拡充ということで、意見書の中にもありますが、本年3月に閣議決定さ

れまして、第5期の消費者基本計画というのでできております。その中で、交付金の終了で地方の行政サービスの水準が低下しないように適切な対策を講じるという形で、基本計画にも記載されております。

で、消費者庁としまして、プロジェクトチームを立ち上げて、強化交付金の在り方を含めて今検討を進めているという状況でございます。

県としまして、引き続き、この地方消費者行政を安定的に推進させるために、恒久的な財源措置について、知事会あるいは国への施策要望の提案など、様々な機会を捉えて、国へ押し切っていきたいと考えております。

あと、委員がおっしゃった人吉市が24日に伊藤担当大臣からヒアリングを受けるということですが、まさにこれは、今申し上げましたとおり、地方消費者行政の現状と課題を直接大臣がヒアリングというか、意見交換という形を取るということでございます。

以上です。

○松田三郎委員 今の御説明で私も思い出しました。過去2回に、非常に危機的な、一旦途切れたか、途切れそうになったかを含めて2回ぐらいあったなというのを思い出しました。

それで、これは、何とか強化交付金でしたけれども、今、この交付金に市町村も何か負担されるというか、市町村にも交付金が行くとかという、市町村の持ち出しもあってるんですかね。交付金使って県が全部相談委員の配置などをしているということ、どっちですか。

○浦田消費生活課長 消費生活課です。

実情としましては、活用期限が定まってまして、早く適用になったところからもう終了がずっと始まっておりまして、ほとんどのところは全国的に令和7年度なんですけれど

も、小規模自治体の特例で令和9年度までと活用期限になっておりまして、まちまちでございます。活用期限を迎えたところは自主財源で対応したりということが現状でございます。

○松田三郎委員 そのまちまちというのは何ですか。

○浦田消費生活課長 消費生活課です。

結局、その強化交付金を適用する年度がそれぞれの自治体で違いますので、相談員の人件費に適用が早かったところは、活用期限というのが決まっておりますので、活用期限を迎えたところから終了すると。で、終了したときに、相談員の人件費についてはもう自主財源で対応せざるを得なくなっているというところがございます。そこら辺で対応がまちまちになっているというところがございます。

○松田三郎委員 さっきおっしゃったあんまり大きくない自治体が、じゃあ自主財源でというと、どうしても続けられないんだろうと思いますので、場合によってはまた委員長にもお願いして、この委員会あるいは議会で、再度意見書等を出すというような準備も必要かなと思っておりますので、随時そういう、何か動くような情報があればまた教えていただきたいと思います。

○浦田消費生活課長 執行部のほうとしまして、消費者庁の動きが今から活発になってくると思いますので、そこら辺を注視しながら、また議会のほうとも連携しながら、交付金の継続、拡充、そういった財源措置を求めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○松田三郎委員 結構です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○吉田孝平委員 商工労働部、37ページで、奨学金返還サポートとございますけれども、今7年目ということでございます。今、企業数とか、あと上限とか、いろいろ人数、金額の上限書いてありますけれども、その上限に今近づいているのか、それと、中小企業等に限定されてますけれども、その中小企業等のある程度参加できる条件とかあるのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○佐藤商工政策課長 商工政策課でございます。

奨学金についてのお尋ねでございますけれども、平成30年に始めまして、就職者数と企業者数の状況でございますけれども、まず、参加している企業数につきましては、令和2年度の就職からこれは対象となっておりますけれども、令和2年度分の企業者数が57社であったものが、令和7年度、今年度就職を対象にするものに参加している企業数が113社ということで、伸びてきているところでございます。

また、就職者数でございますけれども、これにつきましては、令和2年度から令和5年度までの延べでございますけれども、決定したのが166人でございまして、登録者数といったしましては、令和6年の登録者の学生が222人で、令和7年度就職対象の学生が266人ということで、ここも伸びてきているところでございます。

次に、中小企業等に限定というところの要件というところだったかと思っておりますけれども、ここにつきましては、本県のこの奨学金の特徴として、業種については幅広く対象としているところでございまして、例えば、工業、建設業、福祉業、あと、情報通信業、金

融等々、もちろん製造業とかも入っておりますけれども、広く業種を対象にしておりますので、県内定着、幅広い企業に就職いただけるようにと、また参加できるようにということで制度設計をしているところでございます。

以上です。

○吉田孝平委員 ありがとうございます。

まだ人手不足というのもございますし、今外国人の労働者に頼るところがございますので、できれば、また予算を増やしていただいて、事業拡大に努めていただければと思います。

要望でございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 環境生活部長の総括説明で、「こどもたちが笑顔で育つ熊本」ということで、4つの項目で、重要な位置づけとして上げておられますが、1つ目の小中高生を台湾へ派遣するというものの、グローバル人材の育成を図りますということですが、これは非常に、小中高生を台湾へ派遣というと、今、TSMCの進出等によりまして、台湾との交流が非常に活発にはなってきましたよね。そういうことから考えると、非常に小中高生、若い世代が、台湾との交流を図りながら、いろいろなことを身につけていくということは非常に大きな、大事なものだろうというふうに思いますが、具体的に、小中高生という、かなり——教育旅行では、大津高校あたりが、もうやがて15年、20年なりますかね、台湾への教育旅行で取り組んでおって、非常に、成果としては大変いい、大きなことも生まれておりますが、具体的には、この小中高生を台湾への派遣というのは、内容、取組としてはどういうものなのかをちょっと伺いしたいと思いますが、部長でも誰でもいいですけれども。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

グローバルジュニアドリーム事業、こちらの事業内容としましては、3本立てというような形なんですけれども、事前研修、本研修、事後研修というような形になってございます。

事前研修におきましては、台湾からの留学生による講話を聞いたりとか、あとはもう本研修が、台湾に行つての本研修ということになるんですけれども、本研修に向けた事前の心の準備とか、その辺りを話していただいたり、あとは、これはもう前の蒲島知事からもあったんですけれども、知事講話もございます。これは、夢に関する講話ということで、昨年度は木村知事からも講話をいただいているところです。

その講話の後には、知事との意見交換会、夢だったり、子供たちの将来についての話、意見交換会でいろいろやり取りをされながら、知事と子供たち、やり取りをされながら講話が進むというような形です。

その最後に、熊本青少年大使の任命式ということで、参加される小中高校生の皆様を熊本の青少年大使に任命するという式で事前研修終わりということになります。

本研修ですけれども、本研修につきましては、台湾に子供たちを派遣しまして、現地の青少年との交流会がございます。これは、コロナで一旦中断をしていたんですけれども、ホームステイを今年度から再開する予定でございます。現地の家庭でのホームステイです。これが本研修になっております。

本研修から帰ってきまして1週間、もしくは2週間後に事後研修がございます。本研修で得たことあたりの発表会があったりとか、もしくは、企業経営者などによる夢講話がございます。あとは、もうそれぞれ班長だったり、この参加者、子供たちの成果発表という

ことで終わるというようなことになっております。

事業内容としては以上です。

○高木健次委員 今説明では、事前研修また本研修とか、いろいろな台湾の学生たちとの交流とか、いろいろな研修が予定されておりますが、大変狙いとしては非常にいいと思うんですよね。ただ、小中高生、小学校——台湾への派遣とかでなくして、もう大体こちらのほうで、そういう子供たちが集まって研修するとか、そういうふうな取組が多いんだらうと思いますけれども。小学生、中学生——高校生はね、もう当然、海外旅行等もいろんなところでやってるから大丈夫と思うんですが、小中校生を海外派遣というのも非常にいろいろ大変だろうというふうに思いますが、その辺についてはいかがですか。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

小学生、中学生につきましては、ほぼほぼといたしますか、海外旅行は初めての方がほとんどでございますので、その辺りの安全管理とか、もしくは、それぞれのお子様の性格だったり、あとは食物のアレルギーとか、そういうものもございますので、その辺りを、審査の段階で、面接あたりもしまして、聞き取りもしまして、十分に準備を尽くして派遣させていただくというようにしております。

○高木健次委員 岸森課長、大変熱心にやられるということであると思いますので、しっかり頑張ってください。

子供たちの夢を育むためにも、非常にいい事業だと思います。そういうことで、もう後は要りませんから、委員長、以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○高井千歳委員 資料の11ページの地下水の件に関してなんですけれども、今、地下水モニタリング、24時間モニタリングもしていただいているというふうに思うんですけれども、先日の発表で、その予測で、セミコン周辺で、7年で1.12メートルの低下の予想ということなんですけれども、これは、セミコン周辺での水位の低下の予測だと思うんですけれども、熊本市に湧水してきたときの湧水量の予測というのは出ていないんでしょうかというのが、1点お尋ねです。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

委員お尋ねは、湧水量の影響ということなんですけれども、今現在、そちら、データを収集をしているところでして、まだ公表はさせていただいていない状況になります。

こちらは、今熊本地域の地下水総合保全管理計画というものを改定したいと思っておるんですけれども、その際に、目標値、どのぐらいの水を維持するかという目標値を定めるんですが、そのときに、あわせて、そういった細かい流入という、その内訳についても公表できればよいかなと思っております。

以上です。

○高井千歳委員 枯渇の心配はないということだと書いてありましたけれども、ただ、7年で1.12メートルというのは結構な数字なのかなというふうに私はちょっと感じましたので、その辺も懸念している県民もたくさんいますので、対策をよろしく願いいたします。

それと、もう1点よろしいでしょうか。

先ほどのPFBSとPFBAの点なんですけれども、先日、環境保全課さんのほうにもヒアリングさせていただいたんですけれども、これ、確かに基準と比較しても法定外物

質とはいえ、海外の飲料水の基準値と比較しても心配ないということだったんですけれども、ただ、私が懸念しているのは、22万人分の生活排水と一緒にあって、そして坪井川の河川水と一緒にあっても、これだけ数値が、微量にですけれども上がっているというのはちょっと懸念をしているところなんですけれども。

その上で、先日ヒアリングした際に、環境省のほうとはほとんど連携をしていないということをお伺いしたんですけれども、国策であるならば、やはり環境省のほうとも意見交換なり連携をして、何か進めていただきたいなというふうに思っているんですけれども、今後の対策としてどのようにお考えでしょうか。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

委員今御指摘の国との連携という点だと思うんですけれども、まだ、取りあえず、第1回目の結果が出ないことには状況分かりませんので、国に対して、例えば要請とか、何かお願いするにしても分からないところありましたので、今回1回目の結果が出まして、今後さらにデータを積み重ねることによって、国との連携もうまくいくんじゃないかなと。場合によっては、例えば基準の設定とか、いろんなことを考える上で連携ができるかなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

引き続きよろしく願いいたします。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 簡潔にお伺いしますが、資料16ページの——環境保全課長は引き続きで

ございますが、上段の(5)衛星画像云々というのが……。

漏水調査というのは、これに限らず、もともと調査物というのは、あんまり調査費がつかなくて、なかなか市町村も丸々手出しで調査するとはということで、二の足を踏んでらっしゃったところもあるかもしれません。

今回この新規事業で——だと思うんです、これも。調査期間が短縮するとかコスト削減というのが期待されるわけですが、これは、この項目の総額1億6,000万となっておりますが、大体この事業で、例えばどれぐらいの自治体なり、この水道事業者が共同して調査されるかなという見込みというか、積算の根拠を教えていただければ。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

この衛星画像解析技術活用漏水調査事業というのは、水道管が漏水した場合は、音を聞いて、ずっと歩いてチェックしていくしかなかったというところがございました。ですので、時間と費用、労力が相当かかっていたというところがございます。

ただ、この衛星画像を使いますと、あらあらの、例えば100メートル範囲ぐらいで漏れているところがある程度予想できますので、現場で聞き取りしながら調査するというのがかなり絞られてくるということでございます。

そういう点ではなかなかいい事業というふうに捉えておまして、呼びかけたんですけども、今のところ手を挙げていただいているのは5市2町でございます。

なかなかやっぱりお金がかかるというのと、これまで例がまだまだ少ないところがございます。費用対効果がどれだけあるのかというのが見えてこない、なかなか手を挙げにくいというところがございますので、まずは、この5市2町で成果を出しながら、さら

に呼びかけていけば、もっと手を挙げていただけるんじゃないかなというふうに今捉えているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 おっしゃるとおり、これはいいですよと、したら思ったほど手が挙げ上がってこなかった。ただ、手を挙げていただいたところに、先んじて取り組んだら、やっぱりうちも手挙げれば、よし、次もあるなら手を挙げようという、そういう流れになってくるといいなと思いますが。

これ、単なる推測ですが、調査をして、やっぱりかなり老朽度合いが著しいところが多いという話を聞きますけれども、調査をして、ここが漏水しているのが分かったら、交換なり改修が必要なわけですね。そのお金がなかなか厳しいので、もしかするとですよ、調査して分かって、どうせ改修でけぬけん、調査すらしないというところもあるかもしれないし、まずは調査ぐらいはしとかぬと、住民の水道料金等々に直結するわけでしょうから、調査して、改修はまだ何かいろいろな補助金なり、自分のところの何か財源があったときにやろうというのが——それと、調査してすぐやれるところと、大体3パターンぐらいあるかなと思いますけれども、これは、実際調査して、漏水箇所がある程度特定できましたと、これを交換なり改修するのは、何か補助金があるのか、しかも、県でいうと、ない。実際改修になると、環境保全課じゃなくて、どこかになるわけですかね。その2点を。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

実際にその事業を行ってるのは水道事業者になりますので、基本的には市町村ということになります。

漏水が分かって、実際工事いつするのかと

というのは、確かに予算との絡みもございます。大量に漏水が見つければ、それだけ事業費もかさみますので、なかなか二の足踏まれるところもあるかと思えます。

ただ、基本的に、それだけ漏水が多いということは、給水した水、漏れて、行き届いてない、料金として回収する金額も減ってきますので、そこら辺の兼ね合いから、少しでも早めに修理なり何なりをしていただくような形で、そこら辺の国の補助メニュー等も見ながら、適切な支援を市町村に対して行っていきたいと考えております。

○松田三郎委員 確認ですけど、さっき言いました、市町村が、その交換なり改修するときの補助金は、今の段階でもあるわけですね。

○廣畑環境保全課長 後ほど確認した上で御報告したいと思います。

○高島和男委員長 いいですか。

○松田三郎委員 はい、いいです。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他で委員から何かありますか。

○松田三郎委員 これは、協部長に——観光文化部の協部長も4月に就任なさいましたので、もうちょっと声を聞きたいなと思って。

ざっくりした話でございます。よく観光事業者の方等々から聞かれるのは、県の観光に対するスタンスといいますか、観光行政といいますか、例えば、極端な話ですけども、どこかの地域、阿蘇なら阿蘇を、もっともつ

と浮き立たせて、そういうのを県が誘導して、よくある——とにかく熊本県に来ていただくように、ほかのところも底上げできるというような考えなのか、いやいや、やっぱり特定のところじゃなくて、やっぱり全部の地域あるいは熊本県全体で、一つ一つの自治体が頑張っているところを後方なり側面から支援しながら、どこの自治体もやれないような共通したところを県がやるという、どっちの色合いが強いのか、どっちもなのか、あるいは、いやそれ以外なのかというのが、委員会ですから、個人的な御意見でも結構ですし、部を代表して、あるいは県を代表してでも結構でございますし、何かその辺の、大体こういうふうにやっていくんですよというのが、我々も心の準備が必要でございますので、ちょっと一端教えていただければと思います。

○脇観光文化部長 今、松田委員のほうからお話のあった件ですけれども、やっぱり2つあって、お客様に広く、要は観光地の魅力とかブランドを皆さんに知っていただくためには、ある程度集中して、熊本の観光のよさみたいところを明らかにしていくためには、地域、それから素材に関しては、集中させて売っていく必要があるかなというふうに思ってます。

例えば、熊本でいきますと、阿蘇とか天草、それから熊本城みたいところは、やはり、国内に限らず、海外に向けても非常にやっぱり発信力が高いというふうに思ってますので、ここはしっかりとやっていかなきゃいけないというふうに思ってます。

それから、テーマでいきますと、やっぱり、全国で湧水量第5位の例えば温泉とか、こういったものについては、東アジアの方も含め、大変需要が高いというふうに感じてますので、こういったものをしっかり売っていく、こういったところもあります。

となりますと、温泉、それから、あと食の

みやこ等で食もやらせていただいておりますけれども、そういったところを踏まえますと、熊本には、各市町村、各圏域に温泉が非常に湧いていてところもたくさんございます。そして、農林水産業も非常に豊富なところでもございますので、いわゆる地域的にしっかり売っていくところと、熊本の強みであるような温泉とか食、こういったところをきちっと売り込むことで、県内全域の観光資源、それから観光素材みたいなものをしっかりと売っていけるんじゃないかなというふうに思っております。

ですので、地域的なブランドと熊本観光が持つ強みのブランド、これを両方売ること、熊本観光全域が豊かになっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった意味合いでは、二刀流というか、三刀流というか、そういう形で観光振興をしていかなきゃいけないかなというふうに感じているところでございます。

○松田三郎委員 非常に分かりやすく、優等生的な答弁でございました。

口の悪い方は、例えば、ある程度均衡を考えてという、県は総花的じゃないか、かといって、特定の地域を、さっきおっしゃったように、前者で力を入れると、うちの地域が入ってないとか、特定のところばかりで必ず言う人はいますので、そういう批判はあまり恐れずに、今おっしゃったところは、多少めり張りもつけながら頑張っていたきたい、エールを送りたいと思います。

もう1点、引き続きいいですか。

私は、熊本県議会の観光物産振興議員連盟の今会長をいたしております、この委員会も、かつて私は3年連続所属したこともあります。それで、よく観光の関係者の方、あるいは私の地元の観光関係者の方々に言うのは、観光というのは、非常に裾野の広い産業である、だから、例えば、私は全然観光には

関係ないからってじゃなくて、例えば、農家の方も、物産のところで自分が作ったものを道の駅なり何なり、人が来られるところに出して所得を上げるとか、何か少しでも、逆に自分は関係してるんだというのを、主体的に参画してもらいたい。そして、みんなが所得を上げる、お金もうけをしてもらう、金をもうかってもらうというのが必要ですし、それができる産業なんですよというような話をしてるんですよね。

ただ、実態を考えますと、例えば、私の地元、球磨郡というところには、景色がいい、神社仏閣もある、たくさんの方が来ていただくけれども、悲しいかな、一番観光消費額で——交通費の飛行機代、新幹線代は別として、恐らく、今も宿泊代というのが一番消費額の中の割合を占めるんでしょうけれども、泊まる場所があんまりないわけですね。だから、各町村が努力をして、たくさんの方に来ていただくけれども、結局は人吉に泊まる。もっと広く言うと、人吉、球磨にはたくさんの方が来ていただくけれども、最後は熊本市内に泊まる。これは、ある意味では利便性とか快適性を求めたお客、民間の方がそうさるのはやむを得ないところもあるんだろうと思っております。

ですから、私が聞きたいのは、例えば、ある町、村が、えらい魅力があって、たくさん人が来られるけれども、ほとんどそこにはお金が落ちないとか、あるいは消費されないというところは、これはやっぱり観光的には失敗なんですかね。もっと言うならば、もうちょっとやっぱりお金を落としていただく仕組みなり工夫を——その宿泊施設というのは、なかなかホテルを、役所、役場が、公的部門がやるというのはちょっと難しいでしょうから、やっぱり民間に来て造っていただかなければならないけれども、民間は採算が取れないならなかなか進出しないうし、そういうのを希望できないならば、やっぱり何か

お金を落としていただく、観光消費額を上げるような仕組みなり工夫をするという方向で考えるべきなのかというのはどうですか。

○協観光文化部長 御指摘のあったとおり、やはり宿泊をすることが一番経済効果、それから消費額も高くなるのは事実です。ただ、おっしゃるとおり、地域によっては、宿泊施設ないところも数多くございます。ですので、各地で観光消費ができるような新たなサービスを、皆さんなりわいとして観光を実感してない、意識してない方々、御指摘のあった農家の皆様方とか、飲食業の方々はそのままでないかもしれませんが、そういった皆様方と話を進めていきながら、新しい何か観光サービスみたいなものを提供できればいいかなというふうに思っておりまして、来年夏の熊本デスティネーションキャンペーンに向けて新しい組織も立ち上げましたので、今から各地に職員を派遣していきながら、そういった地域の声も聞きながら、新しいものを発掘してサービスをつくっていききたいというふうに思っています。

私も、観光は裾野が広いと言われながらも、地域の皆様方がどれだけの経済効果を実感しているかというふうに言われますと、なかなかそこまでないんじゃないかというところは気になっているところでもございますので、観光産業の裾野の広さを地域の皆様方にも実感できるような、経済効果が出るような取組を今年度、来年度に続いて、引き続き頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

最後に、昨年でしたか、九州観光機構の唐池会長とちょっとお話する機会があって、やっぱりこれからは、特に、何人来た、何人泊まったというよりも、1人の観光消費額、こ

れを上げるというところに注力したほうがいいですよ。それには、やっぱりリピーター、リピーターの一番初めは、例えばビジネスで来たとか、日帰りで来たけれども、あるいは半日しかいなかったけれども、次は泊まってみようとか、この間1泊したけれども、まだ回れなかったもので、2泊、3泊しようとかという、2回、3回、そういうリピーターをつくるというのにも必要ですねという話でしたので、なかなか市町村ごとの観光消費額というデータは難しいんだろうと思いますけれども、県全体とかですね、何かそういう一端が分かれば、またこれから1年間の委員会の中で教えていただければと、これは要望でございますので、以上でございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後0時20分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長